

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月14日（金）10時00分から11時25分

2. 開催場所 瀬戸内町役場 3階 会議室

3. 出席委員 （7人）

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	川島	博
委員	2番	豊田	孝一郎
	3番	森山	和雄
	6番	蔵	良一
	7番	永井	利一
	10番	数原	菊美

4. 欠席委員 （4人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定について

第3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第20号 農業振興地域（農用地区域）の用途区分変更について

第5 議案第21号 農地法第4条の規定による意見決定について

第6 議案第22号 農地法第5条の規定による意見決定について

第7 議案第23号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第8 議案第24号 非農地判断及び非農地通知について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

農地農政係長 徳田 和正

主 査 西田大五郎

7. 会議の概要

事務局

おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成29年第7回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いします。一同、礼。ご着席下さい。はじめに、堯会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

挨拶

事務局

本日は、1番、5番、9番、12番の4名の委員の方が欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告致します。本日の出席委員は7名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告致します。それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は、堯会長にお願いしたいと思います。

議 長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名することにご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議 長

それでは、議事録署名委員は、10番委員、2番委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程第2の会期については、本日1日限りと致したいと思います。ご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議 長

日程第3の議案第19号の「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、3番委員より説明をお願いします。

3 番

議案第19号「農地法第3条の規定による許可について」説明します。現地調査には、私と10番委員と事務局から3人が立ち会いました。

所在地、瀬戸内町大字薩川字小川原131番地、畑667㎡、同じく字里原253番地、畑16㎡、同じく字大平原293番地、畑19㎡、同じく字太平原298番地1、畑740㎡、同じく字太平原317番地、畑79㎡、同じく字上原358番地、畑198㎡、同じく字苧養原359番地、畑595㎡、同じく字苧養原361番地、畑122㎡、同じく字苧養原366番地、畑218㎡、同じく字大勝原746番地3、畑158㎡、同じく字大勝原753番地、畑350㎡、同じく字枢登筈原851番地、畑340㎡、の12筆合計3,502㎡です。譲渡人が瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏で、譲受人が瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏であります。理由は、贈与と受贈によるもので、対価はありません。経営規模等の

詳細は以下のとおりであります。以上で説明を終わります。

議 長 只今、3番委員から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議 長 質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 賛成多数でございますので、議案第19号は原案のとおり可決致しました。

議 長 それでは、日程第4の議案第20号の1、「農業振興地域（農用地区域）の用途区分変更について」を議題と致します。この案件については、8番委員より説明をお願いします。

8 番 それでは、議案第20号の1「農業振興地域（農用地区域）の用途区分変更について」説明いたします。

所在地、瀬戸内町大字与路字大勝原1383番地、畑1,843㎡のうち612.5㎡、の1筆です。申請人は瀬戸内町〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏で、用途区分変更理由は農業用施設（畜舎）を整備するためであります。要件別検討結果は、下記のとおりです。周辺部との関連については、最寄りの人家から約400以上離れており、周辺は畑地・山林に囲まれていて、隣接する農地は申請人自身が管理しているため、周辺部との関連については支障がないものと考えられます。また、当該土地の農業区域内の用途区分を施設用地へ変更することにより、土地利用の混在は生じないものと思われます。申請地の位置図は、別紙の航空写真を添付してあります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今、8番委員から説明が終わりました。これに基づいて審議を行いたいと思いますが。質問はございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議 長 質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

それでは、日程第4の議案第20号の2、「農業振興地域（農用地区域）の用途区分変更について」を議題と致します。この案件については、8番委員より説明をお願いします。

8 番

それでは、議案第20号の2「農業振興地域（農用地区域）の用途区分変更について」説明いたします。

所在地、瀬戸内町大字請阿室字ヲシ作久原995番地、畑1,118㎡のうち387㎡、同じく字上川内原833番地1、畑1,058㎡のうち650㎡、の2筆です。申請人は瀬戸内町〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏で、用途区分変更理由は農業用施設（畜舎）を整備するためであります。要件別検討結果は、下記のとおりです。周辺部との関連については、最寄りの人家から約400以上離れており、周辺は畑地・山林に囲まれていて、隣接する農地は申請人自身が管理しているため、周辺部との関連については支障がないものと考えられます。また、当該土地の農業区域内の用途区分を施設用地へ変更することにより、土地利用の混在は生じないものと思われます。申請地の位置図は、別紙の航空写真を添付してあります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

只今、8番委員から説明が終わりました。これに基づいて審議を行いたいと思いますが、質疑はございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

それでは、日程5の議案第21号「農地法第4条の規定による意見決定について」を議題と致します。この案件については、8番委員より説明をお願いします。

2 番

それでは、議案第21号「農地法第4条の規定による意見決定について」説明します。現地調査は、私と10番委員と事務局から2人が立ち会いました。

所在地、瀬戸内町大字与路字大勝原1,383番、現況地目は畑で1,843㎡のうち612.5㎡の転用です。申請人は、瀬戸内町〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏で、

登記名義人も同じです。転用の目的は、規模拡大に伴う農業用施設（畜舎）整備のためであります。畜産基盤再編総合整備事業によるもので総事業費〇〇〇万円の内補助金が〇〇〇万円、融資が〇〇〇万円であります。緑地や緩衝地を設けることでこの転用により、付近の農作物及び家畜等の被害が生じることはないと思われます。事業計画書、位置図、被害防除計画書は別添付のとおりであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願ひします。

議 長 只今、8番委員から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思ひます。質疑ございませんか。

【3番委員より質問あり】

3 番 母牛頭数が、24頭から55頭へ増頭することにより、家畜糞尿等の処理は大丈夫でしょうか？

畜産係長 隣接している土地には、堆肥舎もあり家畜衛生管理法に基づき、適正に処理していきます。

議 長 他に質問はありませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議 長 質疑がないようございませぬので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思ひます。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 賛成多数でございませぬので、議案第21号は原案のとおり可決致しました。

議 長 それでは、日程6の議案第22号の1「農地法第5条の規定による意見決定について」を議案と致します。この案件については、8番委員より説明をお願いいたします。

8 番 それでは、議案第22号の1「農地法第5条の規定による意見決定について」説明します。現地調査は、私と10番委員と事務局から2人が立ち会いました。

所在地、瀬戸内町大字請阿室字ヲシ作久原995番、現況地目は畑で1,118㎡、同じく字上川内原833番地1の現況地目は畑で1,058㎡、2筆合計の

2,176 m²、のうち 1,037 m²の転用です。譲受人は、瀬戸内町〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏で、譲渡人は、瀬戸内町〇〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏です。転用の目的は、規模拡大に伴う農業用施設（畜舎）整備のためであります。畜産基盤再編総合整備事業によるもので総事業費〇〇〇万円の内補助金が〇〇〇万円、融資が〇〇〇万円であります。緑地や緩衝地を設けることでこの転用により、付近の農作物及び家畜等の被害が生じることはないと思われま
す。事業計画書、位置図、被害防除計画書は別添付のとおりであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今、8 番委員から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思
います。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長 質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いた
いと思
います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 賛成多数でございますので、議案第 22 号の 1 は原案のとおり可決致しまし
た。

議 長 続きまして、議案 22 号の 2「農地法第 5 条の規定による意見決定について」
を議題と
します。この案件については 2 番委員より説明をお願いします。

2 番 議案 22 号の 2「農地法第 5 条の規定による意見決定について」説明します。
現地調査は、私と 12 番委員と事務局から 3 人が立ち会いました。

所在地は、瀬戸内町大字勝浦字三田 103 番地 2、現況地目が畑で面積が 626 m²の 1 筆
です。譲受人が瀬戸内町〇〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏で、譲渡人が〇〇〇府〇〇〇市〇〇〇丁
目〇番〇号の〇〇〇〇氏で、駐車場並びに資材置き場としての転用であります。事業計画書、
位置図などの添付書類は別紙のとおりとなっております。以上で説明を終わります。ご
審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 只今、2 番委員から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いた
いと思
います。質疑ございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

賛成多数でございますので、議案第22号の2は原案のとおり可決致しました。続きまして、日程第7の議案第23号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第23号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」説明します。

整理番号28番、瀬戸内町大字生間字犬川170-1番地、畑、面積528㎡、同じく字犬川171番地、畑、面積456㎡、の合計2筆の984㎡、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物はサトウキビで使用貸借によるもので、存続期間は5年間の更新であります。

整理番号29番、瀬戸内町大字篠川字摺勝605-1番地、畑、面積715㎡、同じく字摺勝605-7番地、畑、面積793㎡、の合計2筆で1,508㎡、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は花木で貸借によるもので、存続期間は5年間の更新であります。

整理番号30番、瀬戸内町大字於齊字大田原210番地、畑、161㎡、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は5年間で新規によるものです。

整理番号31番、瀬戸内町大字於齊字大田原211番地、畑、102㎡、同じく字大田原218番地、畑、29㎡、合計2筆で131㎡、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は5年間の新規によるものです。

整理番号32番、瀬戸内町大字於齊字大田原217番地、畑、125㎡、同じく字大田原227番地、畑、102㎡、合計2筆で227㎡、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は5年間の新規によるものです。

整理番号33番、瀬戸内町大字於齊字大田原219番地、畑、72㎡、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は5年間の新規によるものです。

整理番号34番、瀬戸内町大字於齊字大田原228番地、畑、99㎡、貸し手が〇〇〇〇氏で、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は5年間の新規によるものです。

整理番号35番、瀬戸内町大字於齊字大田原229番地、畑、99㎡、貸し手が〇〇〇〇氏で、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は5年間の新規によるものです。

整理番号 36 番、瀬戸内町大字於齊字大田原 236 番地、畑、39 m²、貸し手が〇〇〇〇氏で、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は5年間の新規によるものです。

整理番号 37 番、瀬戸内町大字於齊字大田原 237 番地、畑、228 m²、貸し手が〇〇〇〇氏で、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は5年間の新規によるものです。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

賛成多数でございますので、議案第23号は原案のとおり可決致しました。

議 長

続きまして、日程第8の議案第24号「非農地判断及び非農地通知について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案第24号「非農地判断及び非農地通知について」説明します。
改正農地法により、利用状況調査による現況調査で、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断された農地を農業委員会の判断で非農地と判断することができ、非農地判断及び非農地の通知の手続きにより、守るべき農地を明確化し、農地の有効利用促進を図ることが求められています。これにより平成28年度実施した、利用状況調査の結果を踏まえ、別紙資料「非農地判断及び非農地通知一覧表(案)」により示してありますように、今回の一覧表は主に山中にある畑を抽出しています。49地区の8,837筆、415.14haが対象になります。この対象地を非農地判断することで、遊休農地が減少されるとともに、農地利用状況調査の対象からも外れることとなります。以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

3番委員より質疑あり

3 番 集落内の湿地帯とかの取り扱いはどうなっているのでしょうか。

事務局 基本的に、非農地判断は農用地区域内では通常出せないのので、所有者の意向にゆだねられます。今回の対象地は、農用地区域外の農地です。

3 番 非農地判断された農地を耕作する時の手続きなどは、どのようにすればよいのでしょうか。

事務局 非農地判断された農地であっても、耕作すれば耕作農地であるので手続きはいりません。あくまでも農業委員会で非農地と判断をするだけで、登記地目の変更は所有者自身で行わなければなりません。

議 長 他に質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長 質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 賛成多数でございますので、議案第 24 号は原案のとおり可決致しました。

議 長 続きまして、報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」、事務局よりお願いします。

事務局 報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」報告します。

土地の表示、瀬戸内町大字与路字前田 615 番 2、畑、353 m²の 1 筆です。通知者は、賃貸人、〇〇〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏、賃借人は〇〇〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏です。これは、農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）の双方合意による解約です。合意解約が成立した日は、平成 29 年 6 月 15 日で農地の引き渡しの時期が、平成 29 年 6 月 30 日です。以上で報告を終わります。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。これより協議会に移りたいと思います。

事務局

- ・諸般の報告 別紙のとおり
- ・行事予定については、別紙のとおり
- ・その他

議 長

以上もちまして、第7回農業委員会総会を終了することに致します。

局 長

ご起立をお願いします。
一同礼

閉 会

11時25分

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成29年7月14日

署名委員

署名委員